

最高裁秘書第2276号

令和3年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示についての通知書

1月22日付け（同月25日受付、第020884号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

司法修習委員会（第39回）議事録抜粋（片面で10枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

## 司法修習委員会（第39回）議事録

### 1 日時

令和2年11月5日（木）午前10時から午後零時まで

### 2 開催方法

オンライン会議

### 3 出席者

（委員）秋吉仁美、井田良、翁百合、河瀬由美子、酒巻匡（委員長）、高瀬浩造、  
栃木力、藤原浩、増田悦子、山本和彦（敬称略）

（幹事）石井芳明、一場康宏、沖野眞巳、鍵尾憲、河本雅也、北澤尚登、清藤健一、  
佐藤隆之、佐藤剛、設楽あづさ、杉山徳明、鈴木謙也、松下淳一  
(幹事長)、丸山嘉代、山本光太郎

(鈴木幹事)

教官の方からすると、修習生の反応が教室と比べるとかなり分かりにくい。というのは、通信容量の関係もあって、発言をする時以外はカメラをオフにするというのがデフォルトになっていたので、修習生の様子が分からず、修習生が理解しているのかがつかみにくい。教室のように修習生の反応であるとか、様子に応じて講義を行うことがやりにくかった。

(河本幹事)

教官からすると、

先ほど紹介があったとおり、修習生側の反応がその場では分からないので、内容を理解しているか不安になる場面もあったようである。

(杉山幹事)

やはり相手の反応が分からぬために講評に張り合いがない、相手の理解度をうかがいながら説明のメリハリをつけることができない、という指摘があった。

それから、相手の様子が見えないため、講義を聞いていない者が一定数いるのではないかとか、反応が見えないことが影響しているのかもしれないが、修習生の緊張感とかやる気というものが今まで以上ないように感じる、という意見もあった。

(鍵尾幹事)

集合修習の科目のうち、講義や起案講評といったカリキュラムについては、修習生の反応が分からぬといふ点はあるが、一応の成果は上げられたのではないかと思っている。民事弁護科目では、修習生に実演を行わせる模擬法律相談のカリキュラムがあるが、こちらもチームズ双方向のウェブ会議システムを使って、一応外形としてはそれなりのものを行ってはいる。具体的には、教官が相談者役、修習生が弁護士役、この場合、修習生は数人を一グループにして、その一グループが一人の弁護士になったというつもりで法律相談の実演を行った。これも外形的にはできるのであるが、実際には、修習生役同士の連携がとりにくいやうであった。リアルの場合では、一人が答えに詰まつたりすると、隣の人が突ついてサポートをしたり、あるいは言い足りないところを直ちに補つたりということもできるし、質問者役の教官のほうも修習生の表情を見ながら直ちに二の句、三の句を質

問することもできるのであるが、そういう臨機のやり取りというのがちょっとや  
りにくかったなどというところである。

(鈴木幹事)

教官の方としても、やはり顔が見えた方がこちらも張り合いが出るし、修習生のグループ討論でもスムーズに議論が進むところであるが、どうしても通信容量の制限等の関係で顔が出せないということもあって、そこは改善ができればいいと教官としても考えているところである。